

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火)14時00分～15時10分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智			7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
			16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司

欠席委員 3人(6番 安井 常人、15番 片山 博、18番 檜原 生夫)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

江良 宗登	中司 邦弘	笠井 博志	檀上 健	行廣 文徳	杉谷 智章
小川 隆三	上 清五郎	宮迫 徹也	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
松浦 徳和	村上 佐代子	藤岡 正宏	江田 敏道	佐々木 崇	植原 宗哉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について
議案第49号 非農地証明申請について
議案第50号 尾道市空き家バンクに付随する農地指定について

第3 議案(報告事項)

報告第45号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について
報告第47号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理の取消しについて
報告第48号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は2番・金藤祐治委員、3番・村上智彦委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第46号、申請番号104番から117番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号104番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の13筆、現況地目は、田が4筆、畑が9筆、面積は合計で2,728㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は6,276.91㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、10月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号105番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は田、面積は307㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は4,237㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。 この申請については、10月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号106番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町津蟹の2筆、現況地目は田が1筆、畑が1筆、面積は合計で498㎡です。 譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。 譲受人の経営面積は2,711㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、10月5日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号107番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町菅の1筆、現況地目は畑、面積は518㎡です。 譲渡理由は農業廃止、譲受理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 譲受人の経営面積は2,254㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、10月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号108番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町市の1筆、現況地目は田、面積は393㎡です。 譲渡理由、譲受理由ともに相手方の要望によるです。 譲受人の経営面積は4,136㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。 この申請については、10月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号109番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は御調町市の1筆、現況地目は田、面積は598㎡です。
譲渡理由、譲受理由ともに相手方の要望によるです。
譲受人の経営面積は2,510㎡で、下限面積の2,000㎡を充たします。
この申請については、10月5日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号110番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は340㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人は福山市に農地を所有しており、その経営面積は1,032㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、10月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号111番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,586㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は7,803.04㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、10月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号112番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町立花の2筆、現況地目は畑、面積は合計で710㎡です。
譲渡理由は農業経営の規模縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は3,333.10㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、10月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号113番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は53.97㎡です。
譲渡理由は兼業による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は11,501.76㎡で、下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、10月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号114番と申請番号115番は、関連案件のため一括して説明いたします。
申請番号114番、権利の種類は、期間5年間の使用貸借権の設定です。
申請地は因島原町の1筆、現況地目は畑、面積は185㎡です。
貸渡理由は高齢による経営縮小、借受理由は農業経営の規模拡大のためです。
申請番号115番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は因島原町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で554㎡です。
譲渡理由は相手方の要望による、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は399㎡ですが、今回の借受及び譲受面積を合計すると1,138㎡となり下限面積の1,000㎡を充たします。
この申請については、10月7日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号116番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の4筆、現況地目は畑、面積は合計で1,508㎡です。
譲渡理由は相続財産管理人が裁判所の審判を経て売却するもの、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は16,392㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、10月7日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号117番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,571㎡です。
譲渡理由は、相続財産管理人が裁判所の審判を経て売却するもの、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。
譲受人の経営面積は19,517.74㎡で、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、10月7日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号104番から117番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

11番委員

補足説明ですが、110番の申請について、ミカンが植えられていたので、やる気はあると思ったので、良しとしました。

111番については、受人の方は向島と向東に土地をかなり持っています。しかしあまり向島と向東にはあまり来ていないようなので、きちんと耕作してほしいと思います。コロナの関係であまり耕作ができていないのかもしれませんが、窓口に許可書を取りに来られた時には、事務局の方からきちんと耕作するように伝えてほしいと思います。

事務局

事務局に来られた時に、しっかり耕作をするよう伝えるようにします。

議 長

他にございますか。

12番委員

議案46号の所有権移転については、贈与が多い。贈与税が掛かるが大丈夫なのか心配になる。贈与税は固定資産の倍率方式で計算されるので、思っていたより高い税をとられたという人もいるのではないかと。あとで、早くいってくればよかったのと言われないうちに、申請の時にあらかじめ贈与税のことを伝えた方がよいのではないかと。思う。

事務局

行政書士の方が代理でされている場合には大丈夫かと思いますが、個人で来られた場合には伝えるようにします。

議 長

他にございますか。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号104番から117番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第47号、申請番号158番から165番までを議案書をもとに説明)

申請番号158～160番は関連案件のため一括して説明いたします。
申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は木ノ庄町木門田の合計4筆、地目は田、農振農用地区域外、1638㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル170枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

なお、本件は経産省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業であり転用業者が小売電気業者に売電し、小売電気事業者が企業や個人に卸すというものです。

この申請については、10月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請地には隣接する農地及び住宅があることから、農地所有者や隣接住人に対し事業説明を行い、同意を得るよう指導しておりますが、接触が困難なため未提出の状態です、申請代理人に対しては、引き続き同意書の徴収に努めるよう指導しております。

申請番号161番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は高須町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、33㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種と考えられます。

転用目的は住宅用地で、駐車場2区画が計画されています。

譲受人は、申請地を取得し、住宅に伴う駐車場を建てる予定で、都市計画法に基づく建築許可見込みです。

この申請については、10月7日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号162番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は向東町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計773㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は分譲住宅用地で、住宅5区画、駐車場各2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、向島町内に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得し、造成後、建築条件付きの分譲住宅用地5区画を販売したいというもので、都市計画法に基づく開発許可の見込みです。

この建築条件付きにつきましては、従来、土地の造成のみを目的とする転用は認められておりませんでした。平成31年3月の改正より、住宅については、転用事業者と土地購入者が一定期間内（おおむね3か月）に契約を締結することなどの条件を付することにより、分譲住宅用地として転用が認められるようになったものです。

この申請については、10月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号163番及び164番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、163番が売買による所有権の移転、164番が使用貸借による権利の設定です。

所在は因島三庄町の全2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計499㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積111.21㎡、駐車場2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、申請地を取得及び母名義の土地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

この申請については、10月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号165番、申請内容は、賃貸借による権利の設定です。
所在は因島中庄町の2筆、地目は雑種地、農振地域外、合計1, 219㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は資材置場用地で、事業用の資材置場が計画されています。

借受人は、因島中庄町に本店を置く土木工事業を営む法人です。事業用の資材置場を必要とすることから、申請地を借り受けて、事業用の資材及び車両置場として利用したいというものです。

なお、申請地は既に資材置場としての利用状況にあるため、この度、適正化を図るべく、顛末書を添付し申請されたものです。

この申請については、10月6日、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

8番委員

申請番号158～160番について、周辺住民の同意がないので、保留ということにはできないのか。

事務局

同意をとるよう指導はしています。同意がないことで許可ができないことにはなりません。尾道市の太陽光設置に関するガイドラインには、隣接農地所有者に対して工事の説明をすることや同意をとることは運用としてありますが、同意がないから許可が出せないということにはなりません。国や県からも、同意がないために許可できないということがないように言われています。

7番委員

議案46号の〇〇さんが受ける農地は、当該農地に近いところにある。所有者の△△さんは入院されているので同意が取れなかったのだと思うが、新たに〇〇さんが農地の所有者になるので、〇〇さんに話をすれば同意してくれると思う。心配ないと思う。

議長

今後、同意をとるよう指導していくということによろしいか。

8番委員

以前、同意が取れなかったことで、計画を止めたということがあった。計画をしたけれど同意がとれなかったらどのようにすればいいのか。

事務局

ガイドラインなので法的拘束力はありません。許可できないというのはそぐわないです。ご理解いただきたい。

5番委員

それなら同意はなくてもいいのか。

事務局

近隣とのトラブルを防ぐためにも同意は必要と思います。ガイドラインに法的拘束力はありません。条例や規則などの上位法で規定されていれば許可できないということもあるかと思えます。ただ、この場でダメだとすれば、保留になります。

5番委員

同意がないというのではなく、同意を働きかけていくということによいのではないか。

事務局

太陽光設置後の苦情は多いです。そのため、平成2年8月の総会で、太陽光が有意義な事業となるようガイドラインを作った経緯があります。同意をもらえるよう指導は続けていきます。

事務局

ガイドラインを作った後は苦情は減っています。事業者も対応してくれています。

9番委員

同意を必要とするなら、条例や規則にすればいいのか。今のままで、いつか同意をとらなくてもいいようになるのではないか。

議長

条例や規則があるところはあるのか。

事務局

上位法は岡山県には条例があります。上島町にもあるらしい。県内にはないです。条例を定めるとなると、市町部局の環境政策課や農林水産課が作るようになりますが、すぐにはできません。

また、県内では尾道市にのみガイドラインがあります。

議長	<p>ガイドラインがあることで、トラブルは少なくなったという実績はある。今後の条例化は簡単にはできない。 皆さんの考えはどうか。</p>
2番委員	<p>同意がないとなると、許可するのもすっきりしない。悪くとれば、法的には必要ないからとらなくてもいいと考えているともいえるのか。</p>
1番委員	<p>同意がないのに議案に挙げることが間違いではないのか。 業者の□□□□□が生口南で変な動きをしているからガイドラインができた。</p>
4番委員	<p>保留にすればいいのでは。</p>
事務局	<p>事務局に、太陽光ができる農地であるかの問い合わせがあり、それによって事業者も計画をたてています。同意がないので許可できないとなった時、法廷闘争に出られたら負けてしまいます。</p>
8番委員	<p>許可できない、そこまでは言っていない。1件も同意がとれていない。承諾をとろうという試みがみられない。</p>
事務局	<p>同意を求めるために、事業者も隣接所有者への接触は試みています。接触ができなかった場合にはその顛末を書いております。</p>
5番委員	<p>承諾をお願いしている、ということでもいいのでは。同意がないというから話が大きくなる。</p>
7番委員	<p>この件は、3条の受人の〇〇さんと話をすればよいと思う。 同意書をとってもらおうよう事業者の方から仕事をしてもらったらい。</p>
議長	<p>すっきりとはしないですが、どうでしょうか。 (補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号158番から165番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。 なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。</p>
議長	<p>次に、議案第48号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第48号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。 (議案第48号、申請番号2番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号2番、所在は、向島町岩子島の1筆、地目は介在畑、面積は261㎡です。 本件は、当初の転用目的でありました、農業用倉庫用地から住宅用地へ転用目的を変更したいというものです。 申請地は、令和3年11月26日付けで農業用倉庫目的により、農地法第5条の転用許可を受け、同年12月に申請人が取得いたしました。 当初は現居住地から通いながら、申請地の周辺農地を耕作するための農機具倉庫や休憩室として、コンテナハウスを建築する予定でありましたが、通作距離を考慮し、本件申請地を拠点に耕作するため、居住可能な住宅に変更したいというものです。 なお、事業完了後は、現居住地から本申請地に住所移転を行う予定となっております。 この申請については、10月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員が、申請人立会いのもと現地調査を行い、やむを得ないものであると確認をしております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号2番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、議案第49号「非農地証明申請」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第49号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第49号、申請番号68番から72番を議案書をもとに説明)

申請番号68番、向島町の1、現況地目は雑種地、面積は16㎡です。
利用状況は、平成10年ごろから井戸敷及び通路として利用している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、10月4日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号69番から72番までは、同一地域で、判定地目も同一のため、一括して説明します。

申請番号69番、因島重井町の1筆、現況地目は山林、面積は1,031㎡です。

申請番号70番、因島重井町の1筆、現況地目は山林、面積は482㎡です。

申請番号71番、因島重井町の2筆、現況地目は山林、面積は合わせて1,747㎡です。

申請番号72番、因島重井町の1筆、現況地目は山林、面積は604㎡です。

利用状況は、平成10年頃からは耕作をしておらず、現在は山林化している状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

申請番号69番から72番については、10月6日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号68番から72番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

	<p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第50号「尾道市空き家バンクに付随する農地指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第50号、尾道市空き家バンクに付随する農地指定について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第50号、申請番号3番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号3番、申請地は、御調町徳永の3筆、いずれも登記地目は田、現況地目は畑で、面積は合計で902㎡です。参考に図面をつけておりますので、ご覧ください。</p> <p>申請者は、御調町の下限面積2,000㎡を充たさないため、空き家バンクに付随する農地として指定登録し、空き家と農地をセットで売却することを希望しています。</p> <p>空き家の概要は、木造瓦葺2階建、延床面積118.5㎡のほか、木造瓦葺2階建の物置があります。農地については、空き家から10m内の無理なく耕作できる範囲にある状況です。</p> <p>この申請については、10月5日松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>この農地は、尾道市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領第4条各号の適用条件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号3番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第45号から第48号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
議 長	<p>次に、その他に入ります。</p> <p>まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p>
各委員	<p>(活動状況報告：省略)</p>

議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
事務局	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。